

## 高圧ガス保安法令解説（第7次改訂版）

— 平成28年3月7日 図書発行後の法令改正等による正誤表 —

平成28年12月

- ① 4頁法令体系図中、容器保安規則の下に下記を追加する。  
「国際相互承認に係る容器保安規則 → 国際相互承認に係る容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示」
- ② 10頁②中、「その沸点以上」の次に「かつ1MPa以上の状態」を追加する。
- ③ 11頁②中、「次の液化ガスは」の前に「温度35度において圧力0Paを超える液化ガスのうち、」を追加する。
- ④ 13頁⑤中「及びフルオロオレフィン1234yf」を削除する。
- ⑤ 13頁中⑥を削除し、⑦を⑥に繰り上げ、新たに下記を追加する。  
「⑦ ガスを圧縮、液化その他の方法で処理する設備内の高圧ガスであって、当該設備内のガスの容積が0.15m<sup>3</sup>以下のもののうち、告示で定めるもの（施行令関係告示第4条の2）
1. 分析機器内における高圧ガス（分析機器の例→超臨界流体クロマトグラフ分析装置）
  2. エアバッグガス発生器内における高圧ガス
  3. 銃砲刀剣類所持等取締法に規定する空気銃又は準空気銃内における高圧ガス
  4. 消火活動のため使用される放水銃内における高圧ガス
  5. 3及び4に規定する空気銃、準空気銃、又は放水銃へ高圧ガスを充填するための設備内における高圧ガス
  6. 冷凍設備へ高圧ガスを充填するための設備内における高圧ガス（1～6のいずれも該当条件があるが記載省略）」
- ⑥ 18頁（6）の末尾に下記を追加する。  
「ただし、高圧ガスを蓄圧せず、火薬類を消費することによって高圧ガスを瞬間的に生成することは、高圧ガスの製造には該当しない。また、樹脂、ゴム及び金属の内部に高圧ガスを一時的にためて、成形又は加工に用いる金型等へ当該ガスを充填することは、高圧ガスの製造には該当しない。」
- ⑦ 19頁②（注）中「（可燃性のものを除く。）又は」を下記に改める。  
「（難燃性を有するものとして経済産業省令で定める燃焼性の基準に適合するものに限る。）又は」

- ⑧ 19 頁②（注）中「(可燃性のものを除く。)までの」を下記に改める。  
「(可燃性ガスを除く。)までの」
- ⑨ 28 頁上から 2 行目「毒性ガス」を「毒性ガス、特定不活性ガス」と改める。  
なお、特定不活性ガスの詳細は 111 頁の正誤を参照のこと。
- ⑩ 42 頁中段の「(可燃性のものを除く。)又は」を下記に改める。  
「(難燃性を有するものとして経済産業省令で定める燃焼性の基準に適合するものに限る。)又は」
- ⑪ 42 頁中段の「(可燃性のものを除く。)までの」を下記に改める。  
「(可燃性ガスを除く。)までの」
- ⑫ 43 頁 C 中「一般則第 101 条」を「一般則第 102 条」に改める。
- ⑬ 44 頁④を⑤とし、③の次に下記を追加する。  
「④ ③にかかわらず、事業所内の一つの製造施設について、その製造設備の処理能力が 100m<sup>3</sup>（施行令第 3 条表第 1 号上欄に掲げるガスにあっては 300m<sup>3</sup>）未満である製造施設であって、他の製造施設とガス設備で接続されていないもの（用役の用に供する窒素及び空気の通る配管で接続され、かつ、緊急時に当該ガスの供給を遮断する措置が講じられている場合を含む。）で、かつ、他の製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのないものにあつては処理能力を合算しなくてよいとされている。  
なお、製造施設の処理能力を合算しない場合、当該製造施設は法第 5 条第 2 項の適用を受けるものとされ、すでに法第 5 条第 1 項の許可を受けた施設の一部を、製造施設の処理を合算しないことにより法第 5 条第 2 項に係る届出を行う場合にあつては、当該届出にあたり、許可の際に添付した図面等を省略することができるとされている。」
- ⑭ 51 頁一〇メモ（1）①中「可燃性ガス設備を設置する室」を「可燃性ガス又は特定不活性ガスの製造設備を設置する室」に、「可燃性ガス設備の静電気除去措置」を「可燃性ガス又は特定不活性ガスの製造設備の静電気除去措置」にそれぞれ改める。
- ⑮ 52 頁②中「可燃性ガス貯槽の識別措置」を「可燃性ガス又は特定不活性ガス貯槽の識別措置」に、「防消火設備の設置」を「防消火設備、特定不活性ガスの施設に消火設備の設置」に改める。
- ⑯ 53 頁上から 4 行目「40℃」を「40℃（圧縮水素運送自動車用容器は 65℃）」に改める。
- ⑰ 66 頁 1 行目「事業所のうち」を「事業所及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法による日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域内にある事業所のうち」に改める。
- ⑱ 79 頁② a 中「及びじょ限量（許容濃度値のこと）が 1 0 0 万分の 1 未満の

ガスが通る部分」並びに b 中「及びじょ限量が 100 万分の 1 未満のガスが通る部分」をそれぞれ削除する。

- ⑲ 80 頁図 6 中、高圧ガス設備の「\*4」及びガス設備の「\*2」を削り、図の脚注「\*2」の行を削除し、「\*3」を「\*2」に、「\*4」を「\*3」に改める。
- ⑳ 110 頁 4. (1) 中③を次のように改める。  
「③ 省令で定める要件に適合する緩衝装置及びエア・サスペンションを使用することにより高圧ガスを製造する者」
- ㉑ 111 頁 1 行目中「製造をする者」を「製造をする者。なお、この場合の不活性のものには、特定不活性ガス（フルオロオレフィン 1234yf、フルオロオレフィン 1234ze 及びフルオロカーボン 32 をいう。）が含まれる。」に改める。
- ㉒ 116 頁表 5 左欄の「選任する販売所の区分」中「酸素の販売所」を「酸素（スクーバダイビング呼吸用のガスであって、当該ガス中の酸素の容量が全容量の 40% 未満のものを除く。）の販売所」に改める。
- ㉓ 126 頁下 4 行を次のように改める。  
「・毒性ガス以外のガスで経済産業大臣が定めるものが封入してあるものであって、作動時のガスの圧力が設計圧力を超えない構造であり、再充填できない構造かつ容器と同等以上の所定の規格に適合する自動車用エアバッグガス発生器内の高圧ガスを輸入する場合」
- ㉔ 127 頁上から 5 行目を次のように改める。  
「・航空法第 10 条に適合する容器内における高圧ガスを輸入する場合  
・国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器内における高圧ガスを輸入する場合」
- ㉕ 132 頁下から 3 行目から 133 頁上から 4 行目までを次のように改める。  
「a 消火設備内高圧ガス（不活性ガスに限る。）とそれ以外の高圧ガスは区分し、両者は合算しない。また、消火設備内高圧ガスについては、設備が配管で接続されている場合のみ合算する。  
b 消火設備内高圧ガス以外の高圧ガスについては、次のいずれかの場合は合算する。  
イ 容器又は容器以外の貯蔵設備（以下「設備」という。）が配管で接続されている場合  
ロ 設備が配管で接続されないときであって次の場合  
(i) 容器以外の貯蔵設備同士又は容器と容器以外の貯蔵設備との間が 30 m 以下である場合

(ii) 容器と容器の間（多層階の場合、建物内の上下関係を含む。）が2.25 m（次の（イ）及び（ロ）の場合は、それぞれに示す距離）以下である場合

(イ) 容器と容器の間に厚さ12 cm以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁（（ロ）において単に「障壁」という。）が設置され、かつ、両者が有効に遮られている場合であって、容器が破裂した際にその圧力が解放されることを妨げない場所（容器置場の6面が閉鎖されているのではなく、両者が有効に遮断されていれば側面や上方は開放されていてもよい。（ロ）において同じ。）に設置されている場合（（ロ）の場合を除く。）

11.25 m

(ロ) それぞれの容器置場の面積が8 m<sup>2</sup>以下の場合であって、容器と容器の間に障壁が設置され、かつ、両者が有効に遮られている場合であって、容器が破裂した際にその圧力が解放されることを妨げない場所に設置されている場合

6.36 m

- ②⑥ 137 頁② a 中「及びじょ限量が100万分の1未満のガスが通る部分」を削り、同 b 中「(じょ限量が100万分の1未満のガスが通る部分を除く。)」を削る。
- ②⑦ 138 頁図9中、高圧ガスの通る部分の「\*4」及びガスの通る部分の「\*2」を削り、図の脚注「\*2」の行を削除し、「\*3」を「\*2」に、「\*4」を「\*3」に改める。
- ②⑧ 156 頁下から5行目 a 中及び下から2行目 b 中「及びじょ限量が100万分の1未満のガスが通る部分」を削る。
- ②⑨ 157 頁図11中、貯蔵設備等の「\*4」及び消費設備の「\*2」を削り、図の脚注「\*2」の行を削除し、「\*3」を「\*2」に、「\*4」を「\*3」に改める。
- ③⑩ 162 頁上から4行目「毒性ガス又は酸素」を「毒性ガス、特定不活性ガス及び酸素」に改める。
- ③⑪ 193 頁表7末尾に「(根拠規定 容器則第24条)」を、表8末尾に「(根拠規定 容器則第27条)」をそれぞれ追加する。

以上